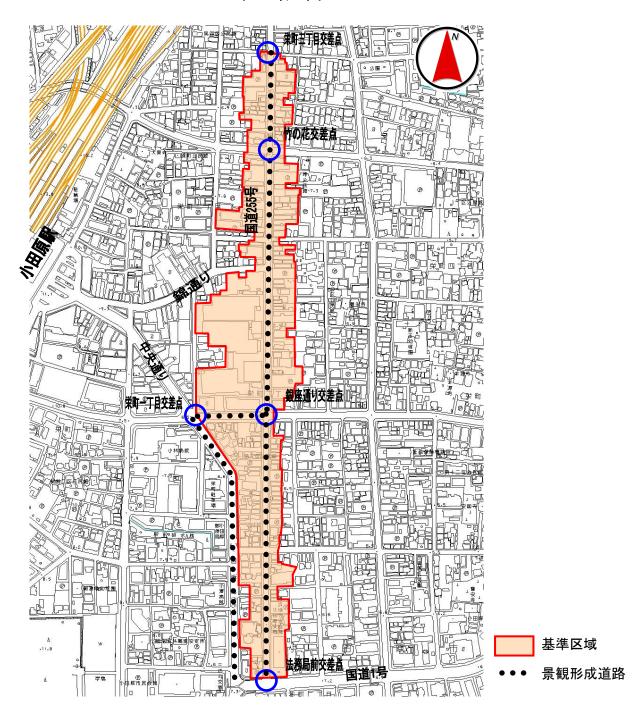
# 銀座・竹の花周辺地区街づくり基準

前文	この街づくり基準は、私たちの手で将来に誇れる、より良い生活環境の街づくり
	を目指し「本物志向の活力ある街なみづくり」のための方針やそのルールを明文化
	したものである。
	銀座・竹の花周辺地区は、近世以降、東海道から甲州を結ぶ沿道に形成された商
	人町で、昭和 20 年代から高度成長期にかけ、神奈川県西部から静岡県東部にわた
	│ │る広い商圏を持つ商店街として発展を遂げてきた。そのため、多くの専門店型店舗
	を中心に住宅が立ち並ぶ通りとなっており、それがこの地区最大の特長といえる。
	そこで、銀座・竹の花周辺地区では、この特長を最大限活かすよう「本物志向の
	活力ある街づくり」を基本コンセプトにして街なみ整備を推進する。
	ねりめる国づくり」を基本コンピンドにして国なが設備を推進する。   具体的には、専門店型店舗として「ショーウインドー」や「看板」などに工夫を
	凝らし、先人の叡智(知恵、体験、美意識など)に培われた「歴史や文化やなりわい」
	を掘り起こす。また、自然素材等を用い、本物志向の街なみ整備を進める。
目的	この基準は、銀座・竹の花周辺地区として「先人の叡智(知恵、体験、美意識な
(地区街づくりの目標)	ど)に培われた歴史や文化やなりわいを掘り起こした専門店空間」や「自然素材等
	を活用した本物志向の活力ある街なみ」、「お年寄りに優しいホスピタリティあふれ
	る空間」など、生活環境(建築物等とその敷地及び道路)の連続した整備・改善を図
	ることを目的とする。
名称	この基準は、銀座・竹の花周辺地区街づくり基準と称する。
(地区街づくり基準の名称)	
対象区域	この基準の対象となる区域(以下「基準区域」という。)は、栄町一丁目、二丁目、
(地区街づくり基準の区域)	三丁目、本町二丁目を中心とする区域とし、別図に示す区域とする。
基準の成立	この基準は、基準区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備
坐牛切灰立	この金牛は、金牛と塚竹の工地の所有権人は建物の所有を占いてするが加安什と偏   えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明ら
	かなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の2╱3以上の合   ☆/- ト.リば☆オス
+#a7.44	意により成立する。
基準の承継	土地所有者等としての権利の全部または一部を承継した者があるときは、この合意
	した基準の権利義務は、その承継した者に移転する。
基準の変更	この基準に係る基準区域、街づくりルールその他の事項を変更しようとするとき
	は、土地所有者等の2/3以上の合意により成立する。
組織	○まちづくりの推進とこの基準の適切な運用を図るため、銀座・竹の花周辺地区街
(地区街づくり基準形成協	   づくり協議会(以下「街づくり協議会」という)を設置する。
議会の名称)	   ○街づくり協議会は、この基準に関する事項について、協議・調整を行なう。
	○街づくり協議会に関し必要な事項は、別途定める。
	○落ち着いた雰囲気の街なみの中に、歴史や文化やなりわいを大切にする街づくり
(街づくりルールの形成に	を実施する。
関する方針)	こへだって。   ○電線類の地中化などによって、眺望の確保と快適な環境を大切にする街づくりを
N 7 W/J#1/	実施する。
	ズルヶ〜。  〇行き交う人々に配慮した歩行者空間やオープンスペースの確保などによって、高
	齢者にも優しいゆとりと安全安心を大切にする街づくりを実施する。
	│ ○緑や花を増やすことなどによって、潤いある環境を大切にする街づくりを実施す │-
	る。
	〇商店街として活力ある連続したまちなみを誘導し、専門店としての風格を醸し出
	すショーウインドーなどと個性ある看板などの設置によって、 行き交う人々を暖か
	く迎える活力ある街づくりを実施する。
	〇歴史・文化を醸し出す個性的な建造物を活かすとともに、街なみとしても歴史・
	文化が感じられる色彩や素材を使用した連続性のある街づくりを実践する。
	- ○防犯・防災と環境にやさしい住みよい街づくりを実施する。
	〇このため、建築物の用途、建築物や工作物の形態意匠、色彩や素材、駐車場の配
	置、接道部の土地利用などに関する街づくりルールを定める。
	= : = = = = = = = = = = = = = = = = =

街づくりルール (街づくりルールに関する 事項) ○基準区域内において街づくりに関する行為を行う場合は、別表 1-1~1-4 に示す 「街づくりルール」を遵守しなければならない。

〇基準区域内で、建築物又は工作物の新築 (新設)、増築、改築、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、土地の区画形質の変更その他街な みの形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、できるだけ早い段階でその 計画を街づくり協議会と協議するものとする。

#### 区 域 図



4

## (別表1-1)

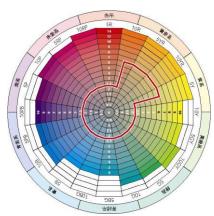
(別表1-1) 街づくりルール	項目	個別の方針	内容
	建築物の	・商店街としての街	・用途は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
(街づくりルールに	用途等	なみの連続性を	関する法律」に規定する風俗営業および性風俗特
関する事項)		誘導し、かつ、専	殊営業に該当しないものとする。ただし、パチン
		門商店街として	コ店、ゲームセンター等の遊技場営業は除く。
		の風格を醸し出	・景観形成道路に接する建築物の 1 階部分は店舗等
		すため、建築物の	とする。ただし、景観形成道路に接する部分に、
		用途等を誘導す	門や塀または引き戸など街なみの連続性に配慮す
		る。	る措置を講じる場合は除く。
	駐車場	・街なみの連続性を	・景観形成道路に接する駐車場は、敷地周辺を樹木
		保つように努め	等の植栽または門や塀などにより覆うことによっ
		る。	て、出入り口を絞る。
		<ul><li>潤いある環境を大</li></ul>	・建築物に付帯する平面駐車場の配置は、景観形成
		切にする。	道路から直接見えない位置とするよう努める。
			・建築物に付帯する立体駐車場の配置は、景観形成
			道路その他の公共用地から望見できない位置とす
			る。ただし、建築物と同様の外壁の仕上げとする
			場合は除く。
			・単独の外壁のない立体駐車場は、景観形成道路に
			接する見付面積の過半が直接露出しないよう、ル
			ーバーまたは樹木等の植栽または門や塀などによ
			り覆うものとする。
	建築設備	・周囲と調和する。	・配置は、景観形成道路その他の公共用地から直接
			望見できない位置とする。ただし、建築物と一体
			化した形態意匠であって、周囲と調和する色彩の
			ルーバーなどで覆った場合は除く。
	屋外階段	・周囲と調和する。	・配置は、景観形成道路その他の公共用地から直接
			望見できない位置とする。ただし、建築物と一体
			化した形態意匠とする場合は除く。
	オープン	・ゆとりと安全安心	・建築物等を新築する場合、1階の外壁は景観形成
	スペース	を大切にする。	道路の境界から 1m以上後退し、オープンスペース
			を確保する。
			・景観形成道路に接するオープンスペースは、景観
			形成道路と段差を設けない。また、平面的な凹凸
			を付けるなど歩行者が身を寄せやすい空間とす
			る。 
			・景観形成道路に接するオープンスペースの床面の
	* * + '-	分:1、ドナrn 4 ゴロ	素材や色彩は、歩道と調和させる。
	交差点に	・街かどを印象づけ	・交差点に接する建築物は、コーナー性を持たせる
	面する建	る。	とともに、オープンスペースの確保やシンボルと
	築物		なる樹木の植栽など街かどを印象づける工夫を行
			う。

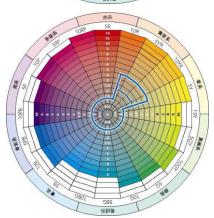
## (別表1-2)

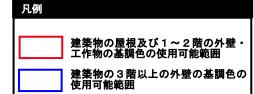
(別表1-2) 街づくりルール	項目	個別の方針	内容
	物品置場	・快適な環境を大切	・景観形成道路から直接見える位置に、物品置場な
(街づくりルールに	など	にする	どを設置しない。ただし、景観形成道路から直接
関する事項)			見えないよう、垣または柵または門や塀などを設
			置する場合は除く。
	緑や花	<ul><li>潤いある環境を大</li></ul>	・景観形成道路に接するオープンスペースやバルコ
		切にする。	ニーなどには、緑や花を植栽する。
			・景観形成道路に接するまとまったオープンスペー
			スには、シンボルとなる樹木を植栽する。
	屋外広告	・周囲と調和する。	・当該建築物や隣接する建築物及び屋外広告物など
	物		との調和が感じられる色彩や素材を使用する。
			・色彩は、高彩度の使用を避け、当該建築物の外壁
			などと一体的な色彩を用いる。
			・位置や面積は、遠景の眺望が確保できるように努
			めるほか、関係機関の適切な指導に従う。
			・地域で親しまれている歴史的な建築物や緑や花が
			引き立つように十分配慮する。
		(低層階)	・建築物の2階以下(「低層階」という)に設置する
		・行き交う人を暖か	看板は、当該建築物に調和させる。
		く迎える雰囲気	
		づくりに配慮す	
		る	
	建築物や	・連続性のある街な	・連続性のある街なみに配慮した調和あるファザー
	工作物の	みを形成する。	ドとする。
	形態・意		・配置や規模は、遠景の眺望を確保できるように努
	匠		める。
			・地域で親しまれている歴史的な建築物や緑や花が
			引き立つように十分配慮する。
		(低層階)	・店舗等の低層階は、次のようにする。
		・連続性と賑わいが	①形態・意匠や階高は、隣接する建築物との調和に
		感じられる街な	配慮する。
		みを形成する。	②当該建築物と調和する「軒または庇または日よけ
		・行き交う人々を暖	テントなど」と「看板」を設置する。
		かく迎える雰囲	③ショーウインドーなどを設置し、その照明による
		気づくりに配慮	演出に配慮する。
		する。	④夜間照明は、歩道に光が漏れるなど夜間のおしゃ ************************************
			れな雰囲気づくりに配慮する。
			⑤外壁は、適度に分節したり、立体的な凹凸を付け スなば、陰影のちるファサードを作りに配慮する
			るなど、陰影のあるファサードを作りに配慮する。
			⑥外壁は、景観形成道路になるべく開放した意匠と   + ෭
			する。

街づくりルール	項目	個別の方針		内容	
	建築物や	<ul><li>街なみの連続性を</li></ul>	<ul><li>建築物の外壁等</li></ul>	 (屋根と庇を含む	)と工作物の色
(街づくりルールに	工作物の	保つよう努める。		の花周辺地区内で	
関する事項)	色彩や素	・周囲と調和する。		の暖色系色相また	
	材		とする。		.5.7642 口 6 在啊
	177 (日よけ			工作物の色相、明	度 彩度け 近
	テント及		* **	エIF初の已代、明 の調和に配慮する。	
	び自動販			の調和に配慮する。 (屋根と庇を含む	
	一売機を除			維持できるよう、: ナス	ククイルで返出に独
	(。)	/ J.C 民 P.K.\	い色彩や素材と		
		(低層階)	7=	の外壁等(屋根と、	<del>-</del>
		・専門商店街として		表のとおりとする。	
		の蓄積を生かし、		葺きによる「屋根と	
		賑わいが感じら		ガラスなどの素材	
		れる色彩や素材		の外壁等と工作物」	
		を採り入れると		」のうち、見付面積	
		ともに、風格を醸		アクセント色である	
		し出すファサー		の高さ 10m以下の	部分に限る)は、
		ドを形成し、行き	対象から除く。		
		交う人々を暖か			
		く迎える活力あ	(1)建築物の屋根及	な1階、2階外壁	・工作物の色彩
		る街なみを形成	色相	明度	彩度
		する。	0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする。
			上記以外の色相	制限なし 	2 以下とする。
		(高層階)		上(「高層階」とし	
		・落ち着いた雰囲気		りとする。ただし	
		が感じられるよ		色していない木材	
		うな色彩を基調	., -	げられる部分の色	彩については、
		とする。	この限りでない	0	
		・銀座・竹の花地区			
		内で多く用いら	(1)建築物の3階以	上の外壁の色彩	
		れている色彩を	色相	明度	彩度
		基調とする。	0.1YR~5Y	8.5以上の場合	2以下とする。
		・遠景に配慮し、ま	上記以外の色相	6以上8.5未満の場合 6以上とする	4 以下とする。 1 以下とする。
		ちなみの連続性	エルタパツ巴和	「「公工にする	1 次 1′ C 7 る。
		を保つように努			
		める。			
	日よけテ	<ul><li>賑わいが感じられ</li></ul>	・当該建築物や「	隣接する建築物や	日よけテントな
	ントの色	る色彩や素材と	ど」との調和に		·
	彩や素材	することにより、	_		
		行き交う人々を	・色彩は、次表の		554 rts
		暖かく迎える活	色相 0.1R~10Y	明度 7以下とする。	彩度 10 以下とする。
		力ある街なみを	0.1GY~10G,		
		形成する。	0.1PB~10RP	7以下とする。	8以下とする。
			0.1BG~10B	7以下とする。	6以下とする。
	自動販売	・周囲と調和する。	・色彩は、次表の	とおりとする。た	だし、木製の囲
	機の色彩		いなどで覆った	:場合は除く。	
			色相	明度	彩度
			5 Y	7. 5	1.5
					Ÿ

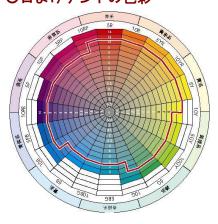
#### 〇建築物・工作物の色彩





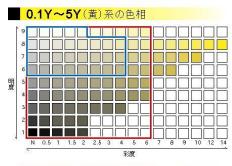


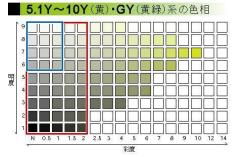
#### 〇日よけテントの色彩

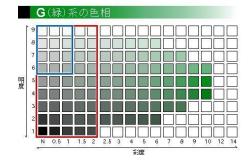


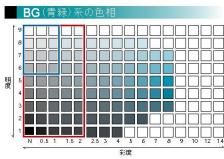


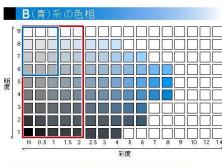


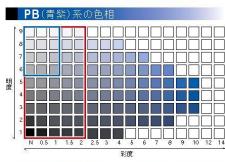


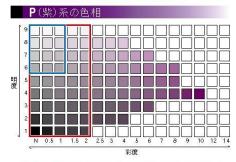


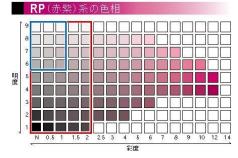












## (別表1-4)

(7)132 1 77			
<b>街づくりルール</b> (街づくりルールに関する事項)	維持管理	・街なみの景観や、 歩行者空間の快 適 で 安 全 な 維 持・管理に努め る。	・この街づくりルールによって整備した建築物や工作物は、整備後もルールに沿った内容が保持されるよう維持・管理に努める。 ・緑や花の適切な維持・管理に努める。 ・移動式の看板は、敷地内に設置し、オープンスペースや歩道の維持・管理と清掃に努める。
	その他		・来街者の駐車場、自転車駐車場の確保等に努める。